

概要版

新見市 障がい者計画

第5期 障がい福祉計画

第1期 障がい児福祉計画



平成 30 年(2018 年)3 月

岡山県 新見市



第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画とは



本市における障がい者の状況

本市における、障がい者の状況は、次のとおりです。

障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 (%)
身体障害者 手帳所持者	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666	90.0
療育手帳所持者	209	208	215	221	230	110.0
精神障害者保健 福祉手帳所持者	104	111	113	121	127	122.1
合 計	2,165	2,129	2,077	2,032	2,023	93.4

注：増減率（％）は、平成 24 年度を 100.0 とした場合の平成 28 年度の割合を示す。

資料：福祉課

療育手帳所持者数

単位：人

等 級	療育手帳（等級別）				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	75	72	72	74	73
B	134	136	143	147	157
合 計	209	208	215	221	230

資料：福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

等 級	精神障害者保健福祉手帳（等級別）				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	16	16	18	16	18
2 級	69	77	78	86	90
3 級	19	18	17	19	19
合 計	104	111	113	121	127

資料：福祉課



施策の体系

● 基本理念 ●
一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちに

基本目標 1

障がいへの理解の促進

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 コミュニケーション支援の充実

基本目標 2

健康づくりの推進

- 1 保健・医療体制の充実
- 2 医療と福祉の連携

基本目標 3

地域生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実と強化
- 2 地域移行・地域定着の推進
- 3 福祉サービス等の充実
- 4 住まいの確保
- 5 スポーツ・文化活動等の振興

基本目標 4

権利擁護・ 差別解消の推進

- 1 権利擁護の推進
- 2 差別・虐待の解消

基本目標 5

療育・保育・教育の充実

- 1 早期発見とフォロー体制の構築
- 2 保育・教育内容の充実
- 3 発達障がいへの支援

基本目標 6

雇用・就労の促進

- 1 総合的な就労支援
- 2 就労機会の拡充と定着

基本目標 7

福祉のまちづくりの推進

- 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 2 移動手段の確保
- 3 防災・防犯対策の推進
- 4 地域福祉の推進



取組の方向

基本目標 1

障がいへの理解の促進

1 広報・啓発活動の推進	お互いの人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、その理念や考え方の普及を図るとともに、障がいや障がい者についての市民の理解を深めるため、広報紙や市ホームページをはじめ、様々な媒体を通じた幅広い広報・啓発活動を推進します。
2 福祉教育の推進	保育・教育の場や、生涯学習の場などを通じて、幼少期から幅広い世代における福祉教育を推進し、障がいに対する理解と認識を深めることで、誰もが助け合い、支え合うことのできる共生社会の実現を目指します。
3 コミュニケーション支援の充実	障がい者に必要な情報が、より正しく的確に伝わるよう、情報の利用支援やコミュニケーション支援を図ります。

基本目標 2

健康づくりの推進

1 保健・医療体制の充実	障がい者への疾病の発生予防や早期発見など、普段からの健康づくり・健康管理に向けた取組を推進します。
2 医療と福祉の連携	障がいの状態に応じた適切な医療の提供ができるよう、医療機関との情報共有などをはじめ、福祉等専門機関と連携し、地域医療体制の充実を目指します。

基本目標 3

地域生活支援の充実

1 相談支援体制の充実と強化	障がい者やその家族が安心して地域で生活できるよう、必要な情報提供を行い、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。 市内の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
2 地域移行・地域定着の推進	障がい者が地域において自立して生活できるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図ります。 入所・入院生活から地域生活への移行を促進するとともに、地域での生活を継続することができるよう支援します。
3 福祉サービス等の充実	サービスを必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、個々のニーズに応じた提供体制の確保に努め、自立した地域生活への移行の促進を図ります。
4 住まいの確保	障がい者のニーズに応じて、地域生活を支援するための居住支援サービスの充実をはじめ、住まいの選択肢の拡大に努めます。
5 スポーツ・文化活動等の振興	障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しむことができる機会の提供に努めるとともに、支援を行います。

基本目標 4

権利擁護・差別解消の推進

1 権利擁護の推進	障がい者の権利を守るために、成年後見制度等の周知と普及を図ります。また、契約や財産管理等で支援を必要とする人が安心して生活できるよう、支援を行います。
2 差別・虐待の解消	障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、障がい者への虐待防止、虐待の早期発見、権利擁護のための体制を整備します。



基本目標 5

療育・保育・教育の充実

1 早期発見とフォロー体制の構築	子どもの成長に応じた適切な時期における健診等の実施により、障がい等の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人ひとりの状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。
2 保育・教育内容の充実	障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、「新見市子ども・子育て支援事業計画」の施策等と連携を図り、保育や教育の場において、子ども一人ひとりの状態に応じた、きめ細かな指導や支援に努めます。
3 発達障がいへの支援	発達障がいのある子どもの状態やニーズに応じた支援を行うため、これまでの支援策に加え、児童発達支援センターの設置や障がい福祉サービスの充実を図るとともに、大学等と連携した効果的な支援に努めます。

基本目標 6

雇用・就労の促進

1 総合的な就労支援	障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関等との連携を図り、一人ひとりの適性や状態に応じた就労を支援します。
2 就労機会の拡充と定着	ハローワークなどの関係機関との連携により、企業等に向けて障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

基本目標 7

福祉のまちづくりの推進

1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、公共施設や公園など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、生活空間のバリアフリー化を推進します。
2 移動手段の確保	障がい者の移動を支援するサービスを実施するとともに、誰もが安全で快適に利用できる移動手段の確保に努めます。
3 防災・防犯対策の推進	「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、障がい者の災害時避難支援対策を推進します。 日頃からの防災や防犯についての啓発や情報の提供など、関係機関と連携して障がい者を地域で守る体制の強化に努めます。
4 地域福祉の推進	関係機関と連携し、障がい者への支援に関わるボランティア活動への理解と協力の促進を図るとともに、地域での支援体制の充実を図ります。

第5期障がい福祉計画 障がい福祉サービス等の見込量と確保方策

数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域移行者数	7人
施設入所者の削減数	2人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	新見市自立支援協議会を協議の場とします。
-----------------------	----------------------



3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備	市内全域を区域とした地域生活支援拠点等を1箇所整備済み
--------------	-----------------------------

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数	2人
就労移行支援事業の利用者数	2人
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	100.0%
就労定着支援事業による職場定着率	100.0%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置数	1 箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	1 事業所が整備済み
主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保	平成 29 年度に、新たに開所した児童発達支援、放課後等デイサービス事業所において、体制を整備するよう促していきます。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	関係者で連携を図り、ケース会議を開催

● 障がい福祉サービス事業

1 訪問系サービス

施設や病院等から地域生活に移行する人や、重度の障がい者が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

介護人材育成に関する事業等の周知を行い、ヘルパー等の人材確保に努め、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。

2 日中活動系サービス

生活介護や自立訓練については、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。

就労移行支援や就労継続支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの一つとして、新規利用を促進し一般就労へ移行できるよう、企業等への障がい者雇用拡大に向けた働きかけを行います。短期入所を必要に応じて利用できるよう、提供体制の充実に努めます。

3 居住系サービス

自立生活援助は、施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話・メールなどで、随時相談し、必要な情報の提供等の援助を受ける新たに創設されたサービスです。本市では、今後、障がい者のニーズ等を見極めながら、実施についての検討を進めます。

共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な施設の一つであることから、引き続き地域の理解を深めながら、事業者による整備を促進します。

施設入所支援については、障がい支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

4 相談支援

障がい者やその家族が地域で安心して生活できるよう、必要な時に適切な支援が受けられる相談支援体制の充実を図るとともに、情報提供の強化に努めます。

サービス利用計画の作成に関する相談支援の充実に努めます。

相談支援専門員の育成や負担軽減に努め、関係機関と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。



● 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業	市民に対して広く障がいや障がい者への理解を深めるための広報活動等を中心を実施します。
相談支援事業	障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うもので、障がい者の多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また障がい者が自らサービスを適切に選択できるよう相談・支援体制の充実を図ります。
成年後見制度利用支援事業	関係機関と連携して実施します。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業を引き続き実施します。
日常生活用具給付等事業	障がい者の日常生活のニーズに応じた用具を、適切に給付できるよう努めます。
移動支援事業	利用者の状況を把握しながら、引き続き実施します。
地域活動支援センター	障がい者が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会を提供するサービスです。第 5 期計画期間内においてはⅠ型を 1 箇所、Ⅲ 型を 2 箇所展開し、活動内容の充実に努めます。

第 1 期障がい児福祉計画

児童発達支援、放課後等デイサービスの主要サービスは、第 1 期計画期間において需要の増加が見込まれます。関係機関との連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保・充実に努めます。

母子保健事業や保育園等との連携により、支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

相談支援専門員の育成を図り、関係機関と連携を強化し、相談支援の質の向上に努めます。

障がい児や医療的ケア児の保育園等の利用については、職員の加配により利用できるよう努めます。

「居宅訪問型児童発達支援」は、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児を対象に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う新たに創設されたサービスです。本市では、今後、障がい児のニーズ等を見極めながら、実施についての検討を進めます。

平成 26 年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携・調整を図りながら、障がい児への支援を総合的に推進します。



発 行／平成 30 年（2018 年）3 月
 発行者／岡山県 新見市
 〒718-8501 岡山県新見市新見 310-3
 TEL (0867) 72-6126 FAX (0867) 72-1407